

V 自己資本の充実の状況(単体)

1. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおり、令和6年3月末における自己資本比率は、15.50%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	滋賀県信用農業協同組合連合会
資金調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	125億円(前年度125億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	滋賀県信用農業協同組合連合会
資金調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	282億円(前年度282億円)

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	73,883	75,045
うち、出資金及び資本準備金の額	40,771	40,771
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	34,432	35,694
うち、外部流出予定額 (△)	1,320	1,420
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,190	3,252
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,190	3,252
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	77,073	78,297
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	9
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	9
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	77,064	78,288

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	498,689	496,096
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	8,269	8,725
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	506,958	504,821
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	15.20%	15.50%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項（信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳）（単位：百万円）

		令和4年度			令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	2,413	—	—	1,969	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	296,047	—	—	307,083	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	2,640	—	—	2,630	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	52,054	—	—	38,018	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	1,802	180	7
	我が国の政府関係機関向け	4,119	411	16	2,845	284	11
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け	1,060,596	209,009	8,360	1,043,330	201,531	8,061
	法人等向け	246,050	39,319	1,572	228,856	40,045	1,601
	中小企業等向け及び個人向け	67	48	1	109	81	3
	抵当権付住宅ローン	518	154	6	484	144	5
	不動産取得等事業向け	0	0	0	—	—	—
	三月以上延滞等	0	0	0	—	—	—
	取立未済手形	3	0	0	5	1	0
	信用保証協会等による保証付	141	14	0	100	10	0
	株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	—	—	—	—	—	—
	出資等	2,132	2,132	85	1,690	1,690	67
	（うち出資等のエクスポージャー）	2,132	2,132	85	1,690	1,690	67
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	70,404	171,026	6,841	70,347	171,022	6,840
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該 当するものの以外のもに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	66,689	166,723	6,668	66,689	166,723	6,668
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	404	1,010	40	440	1,100	44
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係 る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	3,310	3,291	131	3,217	3,198	127
	証券化	346	69	2	140	28	1
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非STC要件適用分）	346	69	2	140	28	1
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適 用されるエクスポージャー	115,413	76,502	3,060	118,860	81,077	3,243
	（うちルックスルー方式）	115,413	76,502	3,060	118,860	81,077	3,243
	（うちマナード方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったも の額（△）	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,852,951	498,689	19,947	1,818,277	496,096	19,843
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	1,852,951	498,689	19,947	1,818,277	496,096	19,843
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4%	a		b=a×4%
		8,269		330	8,725		349
	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額
		a		b=a×4%	a		b=a×4%
		506,958		20,278	504,821		20,192

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

2. 信用リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

○信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し金融機関が損失を被るリスクのことです。当会では信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、理事会で定めた「信用リスクマネジメント要領」等により適切に管理しています。

(1) 信用リスク管理の概要

信用リスク取引については業種分散・大口集中排除等に配慮することによってリスクをコントロールしながらリスクに見合った適正な収益を確保するという基本戦略のもと、具体的な管理方針、社債等の取得基準、与信限度額等をリスク管理委員会で協議のうえ理事会等において決定しています。

また、月単位で開催するリスク管理委員会において格付別・業種別の与信状況、各種設定シーリングに関する状況、信用リスク量等を確認するとともに問題があれば対処を審議するなどの十全なリスクマネジメントを行い、協議内容や与信状況等について四半期ごとに理事会及び経営管理委員会に報告する体制をとっています。

(2) 与信審査

貸出与信審査については、フロントセクションから独立した審査担当部署を設置し連携・牽制を図りながら審査を行っています。審査にあたっては与信先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、内部信用格付に基づく与信限度や担保評価基準などの基準を設けて厳格な与信判定を行っています。また、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

さらに、与信先の信用状況のモニタリングや内部信用格付の見直し審査、自己査定により資産の健全性の維持・向上を図っています。

○当会における貸倒引当金の計上は、自己査定結果を踏まえ、「資産の償却・引当要領」に基づき適正な計上を行っています。

貸倒引当金は、債務者区分毎に、将来の損失額を合理的に見積り、毎期洗替方式により計上しています。

(1) 一般貸倒引当金

正常先、その他要注意先、要管理先に対する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

(2) 個別貸倒引当金

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、損失が見込まれるⅢ分類額に対して個別に貸倒引当金を計上しています。

なお、破綻懸念先については、キャッシュフローを見積もる方法により貸倒引当金を計上します。

◆標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (1) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)

- (2) リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞
エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和4年度					令和5年度				
		信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭デリ バティブ	三月以上 延滞エ クスポ ージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭デリ バティブ	三月以上 延滞エ クスポ ージャー
国	内	1,734,050	392,304	370,372	—	—	1,696,444	370,842	381,992	—	—
国	外	3,141	—	3,141	—	—	2,831	—	2,831	—	—
地域別残高計		1,737,191	392,304	373,513	—	—	1,699,275	370,842	384,823	—	—
法人	農 業	341	341	—	—	—	289	289	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	26,134	14,883	10,803	—	—	30,497	13,539	16,809	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設・ 不動産業	8,243	4,704	3,502	—	—	9,538	5,528	4,003	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	2,511	1,104	1,407	—	—	2,306	1,102	1,203	—	—
	運 輸・ 通 信 業	11,719	7,057	4,526	—	—	8,549	4,295	4,208	—	—
	金 融・ 保 険 業	1,314,180	341,081	9,848	—	—	1,276,626	327,697	12,543	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	15,224	9,524	5,605	—	—	16,174	8,794	7,307	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	350,742	12,884	337,818	—	—	347,733	8,912	338,748	—	—
	上記以外	1,400	—	—	—	—	1,400	—	—	—	—
個 人		722	722	—	—	—	681	681	—	—	—
そ の 他		5,969	—	—	—	—	5,477	—	—	—	—
業種別残高計		1,737,191	392,304	373,513	—	—	1,699,275	370,842	384,823	—	—
1年以下		1,243,886	316,521	36,878	—		1,223,285	305,428	38,223	—	
1年超3年以下		92,958	21,473	52,716	—		59,767	16,145	43,622	—	
3年超5年以下		36,383	9,625	26,757	—		38,131	17,048	21,083	—	
5年超7年以下		21,701	13,929	7,772	—		12,788	6,421	6,367	—	
7年超10年以下		31,264	4,620	26,643	—		24,984	8,195	16,789	—	
10年超		236,928	14,183	222,744	—		272,455	13,716	258,738	—	
期 限 の 定 め の ない も の		74,067	11,949	—	—		67,862	3,886	—	—	
残 存 期 間 別 残 高 計		1,737,191	392,304	373,513	—		1,699,275	370,842	384,823	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	724	866	—	724	866	866	859	—	866	859
個別貸倒引当金	—	1	—	—	1	1	—	1	—	—

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和4年度						令和5年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸 売・小 売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	—	1	—	—	1	—	1	—	1	—	—	0
業 種 別 計		—	1	—	—	1	—	1	—	1	—	—	0

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	535,039	535,039	—	528,781	528,781
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	4,368	4,368	—	4,850	4,850
	20%	22,539	1,045,050	1,067,590	28,074	1,007,663	1,035,737
	35%	—	410	410	—	382	382
	50%	44,754	19	44,773	45,913	18	45,931
	75%	—	65	65	—	108	108
	100%	5,381	12,467	17,848	3,986	12,366	16,352
	150%	—	0	0	—	—	—
	250%	—	67,093	67,093	—	67,129	67,129
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		72,675	1,664,515	1,737,191	77,975	1,621,300	1,699,275

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

○信用リスク削減手法

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

(1) 適格金融資産担保付取引

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

(2) 保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

(3) 貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

○担保に関する評価及び管理方法

担保に関する評価及び管理方法は、当会が定める一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	15,549	—	—	35,672	—	—
法人等向け	166,216	—	—	143,296	—	—
中小企業等向け及び 個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	107	—	—	101	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	2	19	—	—	18	—
合 計	181,768	126	—	178,968	119	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引についての取引限度額を理事会において定め取引管理を行っています。
なお、長期決済期間取引については取引対象としておりません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◆リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会は証券化案件を投資商品として位置づけ、「証券化案件に係る管理要領」に基づき、証券化案件にかかる市場環境の調査や、裏付資産及び構造上の特性の分析を行なったうえで、安全性・流動性を考慮し投資を行っています。

◆体制の整備及びその運用状況の概要

個別案件への投資については、リスク管理委員会で決定する「投資方針」に基づき、ミドル部門の二次審査を経たうえで、所定の権限者により決定することとしています。

また、投資後も全投資案件についてモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

◆信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◆証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)

◆内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

- (1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

- (2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和4年度		令和5年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	346	—	140	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	346	—	140	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

ｂ リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和4年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要 自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要 自己資本額
オン・ バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	346	2	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1,250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1,250%	—	—
	400%～1,250%未満	—	—			
	1,250%	—	—			
	合 計	346	2	合 計	—	—
オフ・ バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1,250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1,250%	—	—
	400%～1,250%未満	—	—			
	1,250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

令和5年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要 自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要 自己資本額
オン・ バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	140	1	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1,250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1,250%	—	—
	400%～1,250%未満	—	—			
	1,250%	—	—			
	合 計	140	1	合 計	—	—
オフ・ バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1,250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1,250%	—	—
	400%～1,250%未満	—	—			
	1,250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、金融業務を行う上でさらされているリスクのうち、収益発生を意図して能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）以外の受動的に発生する各種リスクをオペレーショナル・リスクとし、理事会で定めた「オペレーショナルリスクマネジメント要領」により管理しています。

具体的には、オペレーショナル・リスクを次の2分類に大別し管理しています。

(1) リスクの発生そのものが統制活動の対象となるもの

業務戦略、組織体制やコンピュータシステム等の統制機能、経営方針や手続きの遵守、及び管理ミスや詐欺に関して発生するリスクで事務リスク、システムリスク等があります。当会では、これらのリスク対策として以下のようなマネジメントを行っています。

- ・各種規程・手続き等の遵守による適正な事務処理の実施
- ・不適正な事務処理のチェック、事故・不正等の未然防止を目的とした自主検査の毎月実施及び内部監査部署による定期的な内部監査の実施
- ・システム委託先等と連携、並びにコンティンジェンシープラン等に基づいた安全かつ安定したシステム管理の実施

(2) リスク発生後の対応が統制活動の対象となるもの

外生的な事象から発生するリスクで風評リスク等があります。

これらのリスクが顕在化した場合についても、迅速・適確に対応等を行い当会が被る被害が最小限となるよう体制整備に努めています。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当会で保有する出資その他これに類するエクスポージャーは、貸借対照表上のその他有価証券として区分される株式及び、外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

(1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については中長期的な運用目的で保有するものであり、他の有価証券と同様、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めるなど、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

(2) 外部出資勘定の株式又は出資

当会の業務と関連を有している法人若しくは団体について取得しており、取引先の財務状況について年度毎に確認を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	744	744	375	375
非上場	55,469	55,469	55,464	55,464
合計	56,213	56,213	55,839	55,839

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
38	5	33	60	5	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
123	53	150	12

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	115,413	118,860
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことを市場リスクといますが、主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利の変動に伴い損失を被るリスクで資産（貸出金、有価証券等）と負債（貯金等）の金利改定又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会は、次のような市場リスクマネジメント手法等を通じて適正なリスク管理に努めています。

(1)リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

(2)リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、収支シミュレーションをベースとした資金収支レベルおよび金利変動等による資金収支変化の把握を行うとともに、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理などを行いリスクが過大とならないよう努めています。

(3)金利リスク計測の頻度

毎月末を基準として月次でVaR法により計測しています。また、四半期末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、分散共分散法によるVaR（信頼区間99.0%、保有期間1ヶ月）による計測を毎月行っています。

また、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

(1)流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は約0.003年となっています。

(2)流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(3)流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(4)固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。

(5)複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

(6)スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

(7)内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重要な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。

(8)前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、主に超長期債券の残高増加によるものです。

(9)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◆ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(1)金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

(2)金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）
段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	39,894	41,158	1,174	1,399
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	39,894	41,158	1,174	1,399
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	77,064		78,288	

- (注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。